

(第一類 第四号)

第十九回国会 衆議院 法務委員會議録 第六号

(一八二)

昭和二十九年二月十六日(火曜日)  
午前十一時十三分開議

出席委員

委員長 小林 銈君  
理事 鐵治 良作君 理事 佐藤 昌三君  
理事 花村 四郎君 理事 古屋 貞雄君  
理事 井伊 誠一君  
押谷 富三君 田嶋 好文君  
林 信雄君 神近 市子君  
木原津與志君 佐竹 晴記君  
黒田 壽男君

出席政府委員

法務政務次官 三浦寅之助君  
検事(大臣官) 位野木益雄君  
房調査課長 藤井五一郎君  
公安調査庁長官 高橋 一郎君  
公安調査庁次長 高橋 一郎君  
委員外の出席者

国家警察地方本部警視正(警ら交通課長) 後藤田正晴君  
検事 西田 隆君  
法務事務官(公安調査庁調査第一部長) 柏村 信雄君  
法務事務官(公安調査庁調査第二部長) 福島 幸夫君  
専門員 村 教三君  
専門員 小 貞一君

二月十一日  
委員飛鳥田一雄君辞任につき、その補欠として神近市子君が議長の指名で委員に選任された。  
同月十五日  
委員山中貞則君及び高橋一君辞任につき、その補欠として田嶋好文君

及び三浦一雄君が議長の指名で委員に選任された。

二月八日

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一四四号)

同月十一日

交通事件即決裁判手続法案(内閣提出第二七号)(予)

同月八日

名古屋保護観察所豊橋支部設置に関する請願(八木一郎君紹介)(第八四六号)  
湯野村に岡山地方法務局出張所設置の請願(橋本龍伍君紹介)(第九〇〇号)

同月十一日  
石川町に簡易裁判所設置の請願(河原田隆吉君紹介)(第一〇八二号)  
大阪法務局四条出張所存置に関する請願(淺香忠雄君紹介)(第一〇八三号)

同月十二日  
千葉地方法務局出張所存置に関する請願(森清君紹介)(第八九九号)  
高松法務局託出出張所存置に関する請願(岡田繁芳君紹介)(第九八六号)  
札幌法務局留寿都出張所存置に関する請願(椎龍三郎君紹介)(第一一七六号)

青森地方法務局藤崎出張所存置に関する請願(木村文男君紹介)(第一一三〇号)  
松山地方法務局北条出張所存置に関する請願(中村時雄君紹介)(第一三〇一号)

同月十三日

津地方法務局内城田出張所存置に関する請願(橋本清吉君紹介)(第一三五八号)

広島法務局三良坂出張所存置に関する請願(船越弘君紹介)(第一三八六号)

広島法務局羽和泉出張所存置に関する請願(船越弘君紹介)(第一三八七号)

広島法務局布野出張所存置に関する請願(船越弘君紹介)(第一三八八号)

広島法務局宮内出張所存置に関する請願外一件(船越弘君紹介)(第一三八九号)

宮崎地方法務局東郷出張所存置に関する請願(片島港君紹介)(第一四四一号)

同月十五日  
広島法務局八重出張所存置に関する請願(佐竹新市君紹介)(第一六〇三号)

京都地方法務局物部出張所存置に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第一六〇四号)

広島法務局成手洗出張所存置に関する請願(中川俊思君紹介)(第一六〇五号)

の審査を本委員会に付託された。  
同月十三日  
戦争受刑者の釈放等に関する陳情書(引揚援護愛の運動秋田県協議会委員長本間金之助)(第五二〇号)

同(宮城県気仙沼市議会議長冠原運治郎)(第五二二号)

同(宮城県刈田郡斎川村議会議長成沢国吉)(第五二二二号)

同(宮城県栗原郡宮野村議会議長及川誠基)(第五二三三三三三)

同(長崎県佐賀郡初山村議会議長豊永道臣)(第五二四四四四四四)

同(長崎県高来郡堂崎村議会議長石橋数馬)(第五二五五五五五五)

同(長崎県北高来郡小長井村議会議長長黒木繁親)(第五二六六六六六六)

同(長崎県南松浦郡魚目村議会議長中野康雄)(第五二七七七七七七)

同(長崎県北松浦郡調川町議会議長福野三郎)(第五二八八八八八八)

戦争犯罪人の全面的釈放並びに抑留同胞の引揚完了促進に関する陳情書(山口県議會議長二木謙吾)(第五二九九九九九九九九)

同(福岡県鞍手郡木屋瀬町議会議長竹崎権次郎)(第五三〇〇〇〇〇〇)

同(福岡県築上郡千束村議會議長川原田義治)(第五三一一一一一一)

を本委員会に送付された。  
本日の會議に付した事件  
小委員及び小委員長の選任  
訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一四四号)

交通事件即決裁判手続法案(内閣提出第二七号)(予)

法務行政に関する件

午前十一時十三分開議

○小林委員長 これより會議を開きます。

ただいま出席されておる政府の人は、三浦法務政務次官、法務省の大臣官房調査課長の位野木益雄君、官房調査課の検事西田隆君であります。後ほど公安調査庁から出席されることになっております。

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案並びに交通事件即決裁判手続法案、以上兩案を一括議題となし、政府より順次その趣旨の説明を聴取いたします。三浦法務政務次官。

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

附則に次の二項を加える。  
11 第九項の規定により改定された恩給及び昭和二十六年十月一日から昭和二十七年十月三十一日まで

に給与事由の生じた執行吏の恩給については、昭和二十八年十月分以降、その年額を十萬八千円を俸給年額とみなして算出した年額に改定する。

12 第四項の規定は、前項の規定による恩給年額の改定について準

ずる。

第一類第四号 法務委員會議録第六号 昭和二十九年二月十六日

用する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

交通事件即決裁判手続法案  
交通事件即決裁判手続法  
(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、交通に関する刑事事件の迅速適正な処理を図るため、その即決裁判に関する手続を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「交通に関する刑事事件」とは、道路交通取締法(昭和二十二年法律第百三十号)又はこれに基づく命令に違反する罪にあたる事件をいう。

(即決裁判)

第三条 簡易裁判所は、交通に関する刑事事件について、検察官の請求により、公判前、即決裁判で、五万円以下の罰金又は科料を科することができる。この場合には、刑の執行を猶予し、没収を科し、その他附随の処分をすることができ。

2 即決裁判は、即決裁判手続によることについて、被告人に異議があるときは、することができない。

(即決裁判の請求)

第四条 即決裁判の請求は、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)による公訴の提起と同時に、書面で行なうなければならない。

2 検察官は、即決裁判の請求に際し、被疑者に対し、あらかじめ、即決裁判手続を理解させるために

必要な事項を説明し、刑事訴訟法の定める手続に従い裁判を受けることができる旨を告げた上、即決裁判手続によることについて異議がないかどうかを確かめなければならない。

(書類等の提出)

第五条 検察官は、即決裁判の請求と同時に、即決裁判をするために必要があると認料する書類及び証拠物を裁判所に差し出さなければならない。

(通常の審判)

第六条 裁判所は、即決裁判の請求があつた場合において、その事件が即決裁判をすることができないものであり、又はこれを行うことが相当でないものであると認料するときは、刑事訴訟法の定める通常の規定に従い、審判しなければならない。

2 裁判所は、前項の規定により通常の規定に従い審判するときは、直ちに、検察官にその旨を通知しなければならない。

3 第一項の場合には、刑事訴訟法第二百七十一条及び第二百七十二条の規定の適用があるものとする。但し、同法第二百七十一条第二項に定める期間は、前項の通知のあつた日から二箇月とする。

(審判)

第七条 即決裁判の請求があつたときは、裁判所は、前条第一項の場合を除き、即日期日を開いて審判するものとする。

(開廷)

第八条 即決裁判期日における取調及び裁判の宣告は、公開の法廷で

行ふ。

2 法廷は、裁判官及び裁判所書記官が列席して開く。

3 検察官は、法廷に出席することができ。

(被告人及び弁護人の出頭)

第九条 被告人が期日に出席しないときは、開廷することができない。

2 被告人が法人であるときは、代理人を出頭させることができる。

3 弁護人は、期日に出席することができ。

(期日における取調)

第十条 期日においては、裁判長は、まず、被告人に対し、被告事件の要旨及び自己の意思に反して供述する必要がある旨を告げなければならない。

2 前項の手続が終了後、裁判長は、被告人に対し、被告事件について陳述する機会を与えなければならない。

3 裁判所は、必要と認めるときは、適当と認める方法により被告人又は参考人の陳述を聴き、書類及び証拠物を取り調べ、その他事実の取調をすることができ。

4 検察官及び弁護人は、意見を述べることができ。

(証拠)

第十一条 即決裁判手続においては、被告人の憲法上の権利を侵さない限り、検察官が差し出した書類及び証拠物並びに期日において取調をしたすべての資料に基づいて、裁判することができ。

(裁判の宣告)

第十二条 即決裁判の宣告をする場

合には、罪となるべき事実、適用した法令、科すべき刑及び附随の処分並びに宣告があつた日から十四日以内に刑事訴訟法の定める通常の規定による審判(以下「正式裁判」という。)の請求ができる旨を告げなければならない。

2 即決裁判の宣告をしたときは、その内容を記録に明らかにしておかなければならない。

(正式裁判の請求)

第十三条 即決裁判の宣告があつたときは、被告人又は検察官は、その宣告があつた日から十四日以内に、正式裁判の請求をすることができ。

2 正式裁判の請求は、即決裁判をした裁判所に、書面で行なうなければならない。

3 正式裁判の請求があつたときは、裁判所は、すみやかに、その旨を検察官又は被告人に通知しなければならない。

4 刑事訴訟法第四百六十六条から第四百六十八条までの規定は、正式裁判の請求又はその取下について準用する。この場合において、同法第四百六十八条第三項中「略式命令」とあるのは、「即決裁判」と読み替へるものとする。

(即決裁判の効力)

第十四条 即決裁判は、正式裁判の請求による判決があつたときは、その効力を失う。

2 即決裁判は、正式裁判の請求期間の経過又はその請求の取下により、確定判決と同一の効力を生ずる。正式裁判の請求を棄却する裁判が確定したときも、同様である。

る。

(仮納付)

第十五条 裁判所は、即決裁判の宣告をする場合において相当と認めるときは、附随の処分として、被告人に対し、仮に罰金又は科料に相当する金額を納付すべきことを命ずることができる。

2 前項の仮納付の裁判は、直ちに執行することができる。但し、正式裁判の請求があつたときは、この限りでない。

3 刑事訴訟法第四百九十条、第四百九十三条及び第四百九十四条の規定は、第一項の仮納付の裁判の執行について準用する。この場合において、同法第四百九十三条中「第一審」とあるのは、「即決裁判手続」と、「第二審」とあるのは、「第一審又は第二審」と読み替へるものとする。

(裁判官の除斥)

第十六条 裁判官は、事件について前に即決裁判をしたときは、職務の執行から除斥される。

(刑事訴訟法との関係)

第十七条 交通に関する刑事事件の即決裁判手続については、この法律に特別の規定があるものの外、その性質に反しない限り、刑事訴訟法による。

附 則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内で、政令で定める。

2 道路交通取締法の一部を次のように改正する。  
第二十三条の二の次に次の一条を加える。

第二十三條之三 当該警察官又は警察吏員は、自動車の運転者又は原動機付自転車の運転者がこの法律又はこの法律に基く命令の罰則に

触れる行為をしたと認めるときは、その現場において、運転免許証又は運転許可証の任意の提出を求め、これを保管することができ、この場合には、保管証を交付しなければならない。

2 前項の保管証は、第九條第三項、第九條の二第三項及び前条第二項の規定の適用については、これを運転免許証又は運転許可証とみなす。

3 第一項の規定によつて保管した運転免許証又は運転許可証は、その提出者が、当該警察官又は警察吏員の指定した日時及び場所に出頭したときは、これを返還しなければならない。

4 前項の日時が経過した後は、当該運転免許証又は運転許可証の提出者は、いつでも、その返還を請求することができる。

5 当該警察官又は警察吏員は、第一項の規定により運転免許証又は運転許可証の提出を求める場合には、出頭の日時及び場所を告げ、且つ、前三項の規定の趣旨を説明しなければならない。

6 第一項の保管証の有効期間、書記事項その他保管証に關して必要な事項は、命令でこれを定める。

○三浦政府委員 ただいま議題になりました訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申

し上げます。

執行吏は、御承知の通り、一般公務員と同様に恩給を受けることになつており、その年額は執行吏の手数料に對する国庫補助基準額、すなわち執行吏が一年間に収入した手数料がその額に達しないときに国庫からその不足額を支給するための基準になつてゐる金額を俸給額とみなして算出することになつております。そしてこの執行吏の国庫補助基準額は、昭和二十七年十一月一日以降は一般公務員の給与の増額に伴い、一万二千八百二十円ベースによる十萬八千円になりましたので同日以後に給与事由の生じた執行吏については、この増額された国庫補助基準額を俸給額とみなして算出した恩給年額が支給されることになつたわけであり、昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた執行吏については増額されないままになつてゐるのであります。ところが、一般公務員につきましては、昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に關する法律（昭和二十八年法律第五十七号）によりまして、昭和二十八年十月分以降は、昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給についても一萬二千八百二十円ベースへの給与の増額に應じ恩給年額計算の基礎となる俸給額が増額されておりますので、執行吏につきましてもこれと歩調をあわせ、昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給についても昭和二十八年十月以降の分を増額する必要があるものであります。これがこの法律案を提出する理由であります。何とぞよろしく御審議のほどをお願いいたします。

次にただいま議題に上りました交通事件即決裁判手續法案について御説明申し上げます。

まず、立案の趣旨について申し上げます。わが国における交通事故は、年々驚くべき増加の傾向を示し、昭和二十八年中におきましては、約八万七千の交通事故が発生し、この事故によつて死亡した者は約六千人、負傷した者は約六万人の多きに上り、この傾向は不自然な死傷を遂げた者の全体の約半数に當るといふ、まことに憂慮すべき状態にあるのであります。このような重大な交通事故を防止するためには、道路、施設の整備拡充ということももちろん大切であります。何と申しましても、交通関係者のすべてが交通秩序をよく守るということが、絶対不可欠の要件であると存せられるのであります。これがため、政府は、鋭意交通事故の取締りに努力してゐる次第であります。ところが、自動車その他の高速交通機関の激増による交通量の飛躍的な増加は、同時に交通違反事件の露骨的な増加をもたらし、その処理に當る警察、検察庁及び裁判所におきましては、文字通り応接にいとまがないという状況を呈してゐるのであります。試みに最近の統計によりますと、警察において取扱う交通に關する刑事事件は、全刑事事件の約三〇％、検察庁で取扱う交通に關する刑事事件は、全刑事事件の約三二％、また裁判所で取扱う交通に關する刑事事件は、全刑事事件の約六〇％を占め、事件の数から申しますときわめて大きな割合を示してゐるのであります。ところが、これらの交通に關する刑事事件の処理は、被疑者が

呼出しに應じないために、その取調べに困難を來し、また、その処罰はその大部分が刑事訴訟法の略式手續によつていたため、これに伴う煩瑣な書類の作成を要するとともに、略式命令の送達に非常な手数とを要し、さらに被告人の所在が転々するため確定した裁判の執行の面においても非常な困難を來す等、その処理に思わざる日時と費用とを要し、事務の滞り悩むところがあるのであります。統計の示すところによりますと、この種事件の発生から裁判の執行までに要する日数は、全国平均四箇月弱となつてゐるのであります。この交通に關する刑事事件は、他の一般刑事事件と比べて一層迅速に処理をいたすのでなければ、その取締りの目的を達し得ない特殊性格を持つものでありますから、ただいま申し上げましたような事態をそのまま放置することとは、とうてい許されないと存せられるのであります。

【委員長退席、佐瀬委員長代理着席】

そこで、この際、ただいま指摘いたしました三つの難点、すなわち違反者がなから出頭の求めに應じないこと、書類の作成及び送達に非常な手数を要すること並びに裁判の執行に非常な手間取ることの諸点を克服するとともに、捜査から裁判の執行に至るまでの一連の手續において、その処理の段階が異なることに關係者にその都度出頭を求め、事件処理のための煩わしさをしいるという弊害をも取除こうという趣旨から、この種事件に關する即決裁判手續を行うため、ここに本法案の御審議をお願いすることとした次第であります。

次に、この法案の内容について申し上げます。

第一は、この法案の性格についてであります。本法案は交通に關する刑事事件の即決裁判手續、いわば交通に關する刑事事件について、口頭による略式命令手續ともいふべきものを規定したものであります。その限りにおいて、これは、刑事訴訟法の特別法となつて、これは、刑事訴訟法の特別法となつてゐるのであります。すなわち、基本法たる刑事訴訟法の規定は、この法律に特別の規定がない限り、この即決裁判手續についても、常にその適用があるわけでありませう。

次は、即決裁判の性格についてであります。即決裁判は、公判前の手続でありまして、略式手續と同様の性格を帯びております。すなわち、略式手續と異なるところは、裁判官が直接被告人を目の前において事實關係を十分確めるかわりに、書類の作成は極度にこれを簡易化するといふ仕組みにいたしたはかばか、基本的な考え方は略式手續とまったく同じでありまして、被告人に異議があればこの手續を進めることができないこと、即決裁判の確定前にはいつでも正式裁判を求めて三審制度による訴訟の利益を享受することができ、また裁判所はいつでもこれを刑事訴訟法の定める通常の手續に引直すことができること等、いずれも略式手續に準じて被告人の保護をはかつておるのであります。

次は、この手續の内容についてであります。この法律は、建前としては、刑事訴訟法のそれと同様に、口頭主義、公開主義をとつておりますが、それは決して公判手續を簡易化するといふ考え方に立つものではなく、あくま

で公判前の手続といたしまして、次のように措置しているのではありません。すなわち、いわゆる起訴状一本主義をはずし、伝聞法則の適用を緩和し、また簡易適切な裁判手続を確保するため、職権主義を大幅に加味し、期日における檢察官及び弁護人の出席を自由とし、記録の作成を極度に簡易化する反面、被告人の利益を守るためには十分の考慮を払い、適切な裁判の確保に努めているのであります。

最後に、捜査と裁判の執行の段階における特色についてであります。前にも申し上げましたように、交通に関する刑事事件の処理に思わざる日子を要しているおまな原因は、違反者の出頭を確保する手段が欠けていること、確定した裁判の執行が容易でない点にありますので、まず裁判の執行につきましては、刑事訴訟法で認められていた仮納付制度を、その条件を緩和することによつて、一層容易に利用することができるようになるとともに、違反者の出頭を確保するために、道路交通取締法に新たに一箇条を加えることによりまして、警察及び檢察官の取調べを同一場所で行うの日に従うようにし、さらに特別の事情がない限り裁判をもこれと同一の日時、場所で行うようにし、これまで三回ないし四回の出頭を要した手続を一回の出頭によつて終ることができるよう措置したのであります。これによりまして、手続の迅速化もさることながら、関係者の煩わしさも大いに省かれることと信ずるのであります。

何とぞすみやかに御審議の上、御可決あらんことをお願いいたします。

○佐瀬委員長代理 これにて両法案の趣旨説明は終了いたしました。なお両法案に対する質疑はこれを次会に譲ることといたしますから、さよう御了承願います。

○佐瀬委員長代理 次は法務行政に関する件について調査を進めます。

本日は本件のうちまず公安調査庁において調査いたしました諸般の状況について説明を聴取することといたします。公安調査庁長官藤井政府委員。

○藤井政府委員 一昨年七月公安調査庁が発足いたしましたから約一年半に相なるのであります。この間機軸に依つて、引続き破壊活動防止法に基づく各種調査に努力を傾けて参つた次第であります。現在まで団体規制に関する申請をいたしました例はまだ一件もないのであります。また、破壊活動容疑団体の調査につきましても、限られた人員と、予算の効率的運用をはかり、漸次成果を収めているものと確信いたします。ここにおいて、私から簡単に最近の情勢について御説明申し上げてみたいと思ひます。

まず國際的視野に立つて見ます。最近開催せられました四箇國外相會議も御存じのような結果と相なり、朝鮮政治も、たとい開催の運びとなつたといはしても、自由、共產陣営間に根本的な主張の相違がある限り当分妥結の見込みはないようである。従つて、ドイツ及び朝鮮は本年一九五四年も依然分割のままに残り、自由、共產陣営ともに既成事実を固めることであります。昨秋アイゼンハワー米大統領が提案しました原子力會議は曲りなりにも何らかの協

定に到達する可能性がないでもありませんが、いずれにいたしましても、この問題が決定的な大戦勃発の有力な回避手段とはなりませんが、しかしその反面、自由、共產陣営間の冷戦は一層激化するに至るのではないでしようか。すなわち、自由主義陣営側はヨーロッパ及びアジアにおいて戦略的対峙、対中防衛態勢の強化に努力し、これに對して共產主義陣営側はこれが妨害に必死の努力を傾倒することでありましよう。その現われは、共產主義陣営側の外交及び宣伝、扇動の努力が、近來歐洲軍計画の破綻に集中せられており、またイラン、イラク等中東及び東南アジア、ことにインドネシアを中心とした自由主義陣営側と共產主義陣営側との勢力争いから、ひいては太平洋安全保障体制確立の妨害へと、冷戦の焦点がだんだんと東に向つて來ていふように思われます。なかならず日本は憲法改正あるいはいかなる再軍備の方向への動きは、フランスに對する歐洲軍計画阻止のための政治及び宣伝扇動工作と同様に、共產主義陣営側の反対工作の激化を呼ぶことは必然ではないでしようか。従つて日本は当然重要な冷戦相対の場となるべきであります。一方アメリカではソ連の經濟學者ヴァルグアがあるいはイギリスのコーリン・クラーク博士も言つてゐること、アメリカにおける景氣の後退の可能性の問題、ソ連はマレンコフが緩和策を打出して、消費物資増産の進展、中共における經濟建設五箇年計画

展、中共における經濟建設五箇年計画の第二期の突進のいかんとも相まじまつて、國際情勢にかなり大きな變動をもたらし可能性があると思われまふ。かかる情勢下にあつて日本共產黨は國

際共產主義の世界方略に基き、モスクワ、北京の意にこれ従つて、一応權力の爭奪を目標とする直接の革命工作の表面化を避けつつ、反米、反吉田、反再軍備の國民的統一行動を大規模に推進して、その陰にあつて漸次革命勢力の伸張、暴力革命準備の進展をはかりうとするのであります。

〔佐瀬委員長代理退席、小林委員長(長齋席)〕

日本に對する國際情勢の影響は本年度特に敏感となり、なかなしく中共、ソ連兩國からの思想及び政治經濟工作の激化と、起るかもしれない米國の景氣後退の直接の影響とが日本の社會情勢を鋭敏に支配するに至るでありましよう。右のような國際情勢の影響を度外視いたしましても、日本自體の政治的經濟的態勢建直しに必要な強力なる諸施策は、大なり小なり國內情勢に混亂を呼ぶ可能性が強いように思われま

す。特に緊縮財政方針から生ずる日本自體の景氣後退、失業者の増加等は、日本共產黨の幅広い統一戰線工作に最も好適なる条件を提供するおそれが多いのであります。

そこで日本共產黨の最近の動向を大綱することといたします。日本共產黨は終戦後の混亂期にあたり急速にその勢力を伸張して數万を數えるに至り、國民生活の安定するに至つた昭和二十五年以降はときに若干の消長はありましたが、ほぼ同程度の勢力を維持して今日に至つております。その数は必ずしも多いとは言えないのであります。が、暴力によつて現在の制度を根本から転覆することをもつて第一の目的とし、その目的のためには合法、非合法を問はずあらゆる可能な手段を利用せ

んとするものであります。その及ぼすところの影響は広汎かつ深刻なものであると思われまふ。特に議會制度による國家社會の健全なる發展を否定し、しかも國會は自己の目的のための暴露、扇動の場としてのみこれを利用するに努める等、常に民主主義のこの寛容さを適用し、真に民主主義の恩恵を享受せんとする一般國民大衆の利益を犠牲にして顧みないところがあるやうであります。加うるに國際的連帯の名のもとに常に外國の利益に奉仕してゐるやうな傾向があるのであります。

日本共產黨は昨年の当初におきましては、本年こそは労働者階級の指導のもとに吉田政府を打倒する全國民の統一を闘いとる偉大なる行動の年であると宣言し、日本共產黨の全國労働組合グループ指導部は決然と攻撃前進に転移せよと指令したのであります。が、昨年の実績は必ずしも彼らの当初企図したごとくには情勢の進展を見なかつたのであります。その間彼らは内外情勢の分析に幾多の誤謬を犯し頼むべからざるものを頼みとして、遂には彼らの新綱領の原則を逸脱する偏向まで犯したわけでありまふ。その後これについて深刻な自己批判を行い、結局新綱領の原則を堅持し、黨の主体勢力を拡大強化し、さらに反米、反吉田、反再軍備の統一戰線を強化して革命への地道な前進をしようとするに至つてゐるのであります。従ひまして、現段階においては、彼らが昨春來唱道して参りました統一政府の樹立というやうな政權獲得のねらいは一時これを見送つて、あくまで大衆の日常要求をもととしての行動の統一をはかり、行動の統一に伴う意識の統一を通じて、幅の

○高橋(一)政府委員　それでは、昨年の十一月に共産党が党内で中間綱領といつております文書を出しまして、その中で今長官も触られたように、革命勢力といわゆる反革命勢力との力関係において党はまだ弱いということを買つておつたのであります。そこで最初に党の実体というものを人員、機構、財政、機関紙というような面から見てみたいと思います。

たわけでありますが、昨年中にこれが独立して一つのビュローとなつた。しかしさしあつてはやはり西日本ビュローの指導下にあつて、中央ビュローに直結はいたしておりません。これらは機構の整備を物語るものというふうと考えていいのではないかと思つております。軍事關係については後に軍事關係のところでも申し上げることにいたします。人員、機構の面からする觀察はこの程度にいたします。

次は財政面から見て党の实体はどういうものであるかということでありまゝす。この共產党の財政ということとは、実は非常につかみにくい問題でありまして、第一にわれ／＼の調査がまだ十分でないということでありまゝす。そのほかに、党自体も財政の全貌はおそらく把握しておられない。下部機関から上級機関に対する財政の報告書なども相当ありますけれども、その内容も非常にまち／＼でありまして、何らかそこに作爲の跡が見られる、真実を報告していると思えないような点もございまして、それから個人的なカンパをとつて、それを自分限りで使つてしまふというふうなものは、こういうような面には現われて来ないわけでありまゝす。そのようないろ／＼な条件がありまして、財政問題は非常につかみにくいのであります。いろ／＼なくさんの事例を通じて一応言えることだけを申し上げたいと思ひます。その前に各級機関の財政の規模、金額でありますけれども、これがまたいろ／＼変化がありまして、公安調査庁として、これは平均こうであるとか、あるいは幾らかから幾らまでの間であるとかいうことは、ちよつと申し上げる段階にありません。

ん。しかし、それでは全然見当がつかないと思いますので、私個人が仕事をやつておる場合に、一体どの程度のと考えておるかということを中心と申し上げたいと思います。地区委員会、地区ビューローというような段階で月額約二万円くらいと考えております。それから県の段階で約八万と考へております。東京などにおいては地区が普通の府県程度の規模になつております。大体そのようなところで概念をお持ち願いたいと思つております。

そこで最近の日共の財政を見て、その特徴と見られる点が幾つかございますが、まず党費の納入は依然として低調である。これは毎月定められた党費額の五〇％から六〇％程度しか納入されておられません。党費は規約によつて各人収入の二％を納めるということにならずにおるのであります。その納入も自発的納入ということはありません。納めないようでありまして、徴収によつて納入する。それも五、六十パーセントにとどまるという状態のようであります。それから機関紙の代金、いわゆる紙代の納入もやはり低調でありまして、最近やや上まわつておるようでありますけれども、優秀な地区で六、七十パーセント、全体としては今は大体五〇％と考へておるのであります。それから党の財政は、党費と寄付金、これに大口と小口がございますが、それと事業収益によつて成り立つてあります。この中で寄付が非常に大きな比重を占めておる。地区の場合でありますと、平均して四、五十パーセント、県段階になると七、八十パーセントが寄付でまかなわれておる。この寄付の総額の中でさらに大口が非常に大

きな比重を占めておる。地区段階で寄付総額の五〇％は大口カンパによる。また県段階においては八、九十パーセントくらいになるように思われます。最高の場合はむろんほとんどが大口カンパと考えてよろしいかと思います。事業体としてはいろ／＼あるようでありますけれども、病院、診療所と書籍の小売店が最近目立つて多くなつたように見ておるのであります。それでこういう事業体は一応党外のものとして、機関の方から経営なんかについていろ／＼干渉はいしません。しかし収益はカンパとして党に納入されるわけであります。地方などではこういう型のカンパが党財政を大體維持しておるといふような事実が見られるわけがあります。それから各種の資金カンパが非常に活発になつております。たとえば選挙資金カンパ、あるいは松川事件の救援でありますとか、水害の救援でありますとかいうようないろ／＼な救援カンパ、あるいは現在やつております「アカハタ」日刊のカンパといったようなカンパがしきりに計画されるわけでありますが、これも後に触れますけれども、実績はきわめて低調のようであります。また選挙の場合の支出がその後の党活動に非常な負担になつておるようであります。一昨年の十月選挙のときには一億円カンパを呼びかけまして、達成したのは二千七百万円、全国百十七選挙区で、この場合は党の独自候補が百十七名となつておりまして、一人当りにして二十何万円かになるわけであります。それから昨年の四月選挙の場合には、やはり一億円カンパを呼びかけまして、二千四百万円程度達成しております。この場合は

選挙区は全国百十七でありまして、党の独自候補は八十五名ということになっております。いろ／＼な例を見ますと、こういうカンパだけではとうてい間に合っていないようでありまして、同時に借入金金が相当にございます。そういう借入金などがだん／＼たまりまして、現在党財政に非常な重荷になつておるようであります。これは推算でございすけれども、一件当り二十万円くらいから四十万円くらいの借金を背負い込んでおるのではないかと考えられるのであります。それから、いろいろな救援も企てられておりますけれども、松川事件であるとか、そういうことは当面には相当にまわつておるようでありすけれども、じみな活動も黙々としてやつておるような黨員にはなか／＼まわりかねるようであります。その結果として、たしか小河内工作隊だつたと思ひすけれども、岩崎という黨員が死んだのであります。それに對するカンパなども非常に不十分であつたということで、共產党が非常に自己批判をしている例などもあります。昨年の暮れあたり、困つておる同志にみかんの一つ、もちの一切れでもカンパしたいというような呼びかけがあつたのは、そのような実情を語るものであると考えるのであります。それから、党費が一体幾らくらいであるかという問題でありますが、これは大体月額五十円程度、都市におきまして六、七十円程度と見ております。皆収入のきちんと一％を出すというわけではないと思うのでありますけれども、ほぼこれを百倍した金額が収入の大体のレベルを示すものであると思ひます。資金の面で、中共からの資金がど

の程度であるかという問題であります。が、これはいろいろ向う側の文獻などにも出ております。実際に金が送られて来たものについて見ますと、一昨年の七月から昨年の三月までの九箇月間でありましたが、一億五百万円参つておるのであります。これは日中友好協会あたり主として入つておるものであります。それから昨年の水害の救援といたしまして千七百九十五万円が送られておるのであります。このような資金はむろん日共の活動を非常に助けるものといふことができるのであります。支出の面においては、人件費その他の部内で使う経費がほとんどでありまして、対外宣伝費といったような外部に対する活動に使われるものは非常に少い実情であります。党財政は党費で大体まかなつて、しかもその支出する面においては対外活動に多く使われることが健全な財政ということになるのでありますけれども、そういう意味においてかなり不健全な現象が見られると思ひます。

財政はこの程度にいたしましたて、次に機関紙の状況でありますが、一昨年七月の徳田書記長のいわゆる徳田論文以来、党が公然面の活動に力を入れるようになったのであります。と同時に、大衆と結びつかなければならぬという意味においても、宣伝活動がだんだん活発になつて参つたのであります。しかし機関紙活動が著しく活発になつたというのは、昨年の一月に出ました「機関紙誌活動の当面の任務」という党の決定が下部に流された以後でありまして、お手元に配付してあります厚い資料がございしますが、これによりまして、昨年一月の党中央発行の機関紙誌

は、公然紙、非公然紙合せて二十種類であります。ところが昨年九月になると、それが三十八種類になつております。昨年十二月も三十八種類であります。九月と十二月を比べてみますと、公然紙誌が九月十一種類であるのが十二月には十四種類になり、一方非公然紙誌の方は、九月二十七種類のものが十二月は二十四種類に減つておるのであります。どのような機関紙誌が出ておるかということは、添付の表に明らかにしてございますが、このように非常にたくさん種類の機関誌を出しておるのであります。下部委員の方はこれを消化することがほとんど不可能である。と同時にいろ／＼な部局から機関紙を出しておりますので、政策的な統一も困難である。また財政上の理由も非常にあるのでありますが、最近では機関紙誌の整理統合をするといふことになつておりまして、昨年の終りごろからこの種類がだん／＼整理されておる傾向にあるのであります。機関紙誌は大体において「アカハタ」と、それから非公然紙の「平和と独立のため」と細胞新聞を中心にして、総合的に運用される建前になつておるのであります。細胞新聞などが一体どの程度出ておるかという問題であります。日共の中央紙誌を除いて、地方機関ないし細胞で出しております機関紙誌の種類は、一昨年の十月から昨年の九月までの一年間において、公安調査庁で入手しましたものが八百六十八種類、二千二百二十九部ということになつております。このうち細胞は四百五十種類、八百二十三部ということになつております。この数字でもわかります通り、一つの種類について、平均二



部足らずしか入手されておられません。これは入手されなかつたのではなくて、細断新聞というものが非常にたくさん出されておりますけれども、創刊号から第二号くらいで廃刊になつてしまふというふうな事例が非常に多いことを示しておるのであります。非常に細断新聞では、すでに旬刊で七十号くらいまで出しておるところもありませんけれども、多くはそういうふうな実情にあるのであります。組織の面につきましては、大体以上のような状態です。

時間の関係で大筋をという話であります。申上げたいと思つて。最近共産党があまり表面立つてあはれておりませんので、中には共産党は暴力革命方式を振換したというようなことを申す人もありますが、これはむろん問題外でありまして、共産党が暴力革命方式を捨てたということは、共産党ではないことではありません。しかし現実の毎日の行動において暴力ということを感じてはやらないのではないかと、これを保持している人は相当いるのではないかと、この点で、これについて一昨年の徳田論文以降党内にも一部そういう偏向が生じて、これに対して一昨年十月の第二十二中央委員会総会決定の軍事方針、「武装闘争の思想と行動の統一のために、一体武装闘争といつたようなことは武装闘争の決定的段階においてやればよいのであつて、今日そういうことは必要ではないといふような党内に一部の意見があるけれども、それは絶対に間違ひである。毎日々々の成果を積み重ねて行く

つて初めて武装闘争ができるものである」ということを戒めておるのであります。これはたとえ水もだん／＼に熱を加えて行けば沸騰点に達して蒸気になる、量を積み重ねて行けば一定の段階において質に転化するのだという共産党の基本理論から引出されておるのであつて、今日といえどもその方針は絶対にかわりはないわけでありまして、ただ情勢によりまして、その現われ方がいろいろ違つておるわけでありまして、朝鮮休戦になりましてから後、党の政策が、いわゆる熱戦の時期の方針から冷戦の時期の方針に移つたに従つて、軍事方針もまた若干の変更を見たのでありますけれども、これはどういふようにかつたかといふことを申しますと、従来の独立した軍事組織、中核自衛隊でありまして、あるいは独立遊撃隊であるとかいふものが独自の活動をやつておつたといふことではなく、どこまでも今後は大衆団体の中でその行動隊の中核になる、そして個々の闘争を強めながら組織を拡大して行く、こういうふうな方向をとることになつておるのであります。本年の一月七日に発行されました、元「中核」と題しておつた軍事関係の機関紙が、「国民の星」と改題されて、その主張に「隊活動の新しい発展のために」といふのがござりますが、それがそういう方針を打出しておるわけでありまして、つまり具体的に言つて、労働組合の常設青年行動隊であるとか、あるいは地域の青年団といつたようなところに軍事関係の要員が入り込んで、個々の闘争を強めて行く、こういうことである。これは一昨年七月の徳田論文において、火炎びん戦術の

一部の偏向を批判したときに、この際終戦後非常な発展をみた生産管理方式をあらためて考へてみなければならぬ」といふことを言つておるのであります。昨年の初冬ころから、いわゆる生産管理闘争、これは広い意味でありまして、人民裁判とか、あるいは工場占拠でありまして、いろいろものを広く含む勢力争議といふふうな考へてよろしいと思つておるわけですが、それを共産党があらゆる機会に指導しておつたのであります。ただこれが闘争方針と闘争の組織が十分に結びついておらなかつたと見られるのであります。今度の「国民の星」の主張によりまして、その点のはつきり結びついたと見られるのであります。つまり大衆団体の革命化といふことのためにあらゆる政治方針が集中されておるのであつて、軍事もまたその一環として、中核自衛隊あるいは青年団といつたようなものの中でこれを激化するといふ方向に進むことになつております。党がはたしてこの主張の通りに態勢を整えて行けるかどうか、非常にこれは注目すべき問題であると思つておるわけですが、いずれは必ずそういうふうな方針が、おそかれ早かれ実際に実行されるものと考へなければならぬと思つておるわけでありまして、昨年暮れの国鉄闘争あたりでは、国鉄の常設青年行動隊が相当実行力を出しておるのであります。しかし現在の段階においては、まだ一般的にはあれが共産党の指導のもとにあるといふことは言えないと思つておる。しかし共産党はそういうところに非常に注意してこれを指導するといふ方向に向いて来ておることは、現在の情勢とにらみ合せて非常に注目すべき問題ではないかと

いふふうな考へるのであります。次に右翼について一言触れたいと思つておる。現在の右翼に大体共通する特徴としては、第一に民族の独立統一を標榜するといふ点、その結果、左翼の階級闘争理論とはまったく相いれないものである。米一辺倒といふようなことは、ともにこれを排する立場をとるものが多いのであります。当然その結果反共といふことになるのであります。次にやうり資本主義の弊害を認めて、何らかの方法でこれを正しなければならぬといふ特徴が見られます。その次に現実の政変、国会、政府などに対して強硬の不満を持っておるということ、しかし、これは現在の段階ではおおむね議会主義の運営に関する問題であつて、議会主義そのものを否定するといふようなものではないのであります。次に、現在の憲法は与えられた憲法であつて、これを自主的な独立憲法にかなければならぬといふ主張でありまして、但しこれは憲法のどの条項をどうするのかわからない具体的な案はあまり見られないやうであります。大体において憲法の制定のいきさつが非常に自主的でなかつたといふ点について、最近の傾向といふ見方は、旧右翼に大同団結の気運が非常に現れておるわけでありまして、現在のいろいろ／＼な情勢が、右翼の非常に跋扈する時代が来ることを思はせるといふやうなことを、右翼のとき／＼聞くのであります。右翼のテロが起つた時期、これは大体において昭和五年の十一月に浜口首相が刺されてから、毎年右翼のテロが続いてい

るのであります。そうしてその間に満州事変、日支事変、それから日独伊防共協定、三国同盟といふやうなふうな時代が進んでおるのであります。昭和五年あたりと現在と比べて一体どういふふうな似てゐるか、また違つたかといふ点を考へてみるに、詳細の点は譲りまして、昭和五年は世界的に民族精神が高揚した時期であります。それから當時は、日本においては昭和二年ごろから、世界においては昭和四年のアメリカの大恐慌から世界的恐慌があつた時期であります。従つて当時の農村不況あるいは失業者の増加といふたやうなことは、これは非常なものであつたのであります。それから當時は、疑獄事件、つまり霞霧閣事件であるとか、私鉄疑獄事件、山梨大將事件といふやうな疑獄事件が続きまして、政変政治に対する不満が非常にみなぎつておつた時代であります。こういうやうな点につきましては、程度の差がたいへんあるものでありますけれども、一応今日似たやうな時代といふことが考えられなくもないと思つておるわけでありまして、ただ當時と非常に違つてゐるといふふうに認められる点が幾つかござります。一つは、当時の右翼はナチス、ファシズムの体制の勃興期に際合しまして一応の理論を持つておつた。おむね国家社会主義といふやうな類型をとつておつたと思つておるわけでありまして、そういうやうな理論を持つておつた。それから当時昭和五年四月のロンドン海軍軍縮会議に対する軍人の不満が高まつて、これがいろいろ／＼な原因から軍人の政治介入を生み出したのであります。そのような様相は今日見られない。それから当時おそろく右翼に

対している／＼な面から政府の金が流れたのではないかと疑いがあるのではありませんけれども、今日はそういうことは絶対に行われていない。何より今回の戦争の経験を通じて、ナチやファシズムの体制に対する魅力というものはなくなつて、いわゆる民主主義体制に対する評価が非常にかわつておるといふような点が、当時とはやはり違つた情勢ではなからうか。もちろん個人的な、偶発的な事件というものはこれはいろいろの場合にあり得ることでありますから、ゆだんはわれわれは絶対にはたしておりません。しかし今日の段階をにわかに昭和五年あたりの段階と考えることは考え過ぎではなからうかというふうに考えておる次第であります。

以上をもつて概括の説明を終わります。

○小林委員長 これにて当局側の説明は終わりました。なおただいまの説明に対する質疑は後日これを行うことにいたします。

○小林委員長 この際小委員及び小委員長の選任に関する件についてお諮りいたします。すなわち、去る九日設置するに決しました違憲訴訟に関する小委員会並びに外国人の出入国に関する小委員会の小委員及び小委員長の選任につきましては、先例に従ひ委員長において御指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小林委員長 御異議なしと認め、委員長において御指名いたします。

違憲訴訟に関する小委員には

押谷 富三君 鍛冶 良作君

佐瀬 昌三君 田嶋 好文君  
花村 四郎君 本多 市郎君  
牧野 寛索君 吉田 安君  
猪俣 浩三君 古堅 貞雄君  
井伊 誠一君 佐竹 晴記君  
それに私を加えまして、以上十三名を御指名いたします。なお小委員長には佐瀬昌三君を御指名いたします。

外国人の出入国に関する小委員には

鍛冶 良作君 佐瀬 昌三君  
田嶋 好文君 花村 四郎君  
林 信雄君 吉田 安君  
中村三之丞君 古屋 貞雄君  
木原津與志君 井伊 誠一君  
木下 郁君

及びこれに私を加えまして、以上十二名を御指名いたします。なお小委員長には花村四郎君を御指名いたします。

次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十七分散会